

「五番街イベントセンター」会則

1. 会の名称

本会の名称を「五番街イベントセンター」とする。

2. 会の目的

各種イベント開催を通じ居住者間のコミュニケーションを高めることは、住民の安心・安全な暮らしやマンションの価値向上に寄与するものであり、五番街における各種イベントの開催を通じたコミュニティ活動の重要性は一層高まってきている。本会は理事会（総務部、自治福祉部）の主力イベントの企画立案を担い、イベントを安定的かつ継続的に開催することにより、理事会（総務部、自治福祉部）活動をサポートし、もって住民のためのより良いコミュニティづくりに貢献することを目的とする。

3. 会の位置付け

本会はコミュニティ五番街団体、クラブ・サークル自治福祉部内規 3－1 に定める「団体」として設立し、理事会（総務部・自治福祉部）に所属するものとする。

4. 会の事務所

本会は、事務所をセンター長自宅に置くものとする。

5. 会の構成

本会はイベントセンター運営のための役員とイベントをサポートするサポーターによって構成する。

6. 会の役員とサポーター

この会は構成メンバーの中から次の役員を定める。

センター長 1 名、プランナー若干名、アドバイザー若干名、顧問若干名、
会計 1 名、会計監査 1 名。

センター長は、総会にて運営役員およびサポーターの互選により選出する。

サポーターは、理事会（総務部、自治福祉部）推薦および公募により構成する。

7. 会の運営

本会を運営するために、総会（年１回）、運営委員会（主力イベントごとに必要に応じて）を開催し、イベント企画立案内容の協議と活動報告を行う。

主力イベント毎の企画立案にあたっては、総務部、自治福祉部の部会または拡大部会へ参加し企画案を提示する。

8. 会の活動内容

本会は、

(1) 理事会（総務部・自治福祉部）が開催する主力イベントである

① 納涼祭 ②もちつき大会 ③新松戸まつり

におけるイベントの企画立案を行う。

(2) イベントの企画立案内容は、理事会（総務部、自治福祉部）の部会および拡大部会へ適宜提示し、共有する。

9. 会の運営費

この会の必要経費は、理事会（総務部・自治福祉部）の自治活動費として都度承認を得るものとする。

理事会（自治福祉部）への団体助成金の支給申請は行わない。

10. 会の会計年度

4月1日より3月31日までとする。

補則

この会則は、総会出席者の過半数以上の同意があれば変更できる。

この会則は、2020年4月30日より施行する。